

(省令案)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百九条第一項及び第百十条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 菅 義偉

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第三号	
平均単価	基準単価
除して得た額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額

第二条第六号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価
第五条第一項第一号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第百九条第一項及び第百十条第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四条及び第二十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。